

下記の氏名欄の者に送達すべき下記書類は、当地方振興局に保管してあるから、受領してください。

福島県
県中地方
振興局長

記

氏 名 (名 称)	文 書 の 種 類	整 理 番 号
深井 邦弘	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	1502 / 2026
吉田 春羽	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	2300 テ 5524
SPERLING DAVID JOHN	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	2310 ト 5589
鈴木 孝幸	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	2310 ノ 0038
株式会社 建輝	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	2300 タ 8458
水野 貴弘	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	7333 ホ 7700
黒澤 寿寛	「地方税法第166条の規定による書類」(督促状)	1301 ネ 2801

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年9月11日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。